



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 オーナンバ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 遠藤 誠 治
 (コード番号 5816 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理統括部長 中村孝一
 (TEL. 06-6976-6101)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時、的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図り、また将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算統一の必要性にも対応を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたしたく、現行定款第 12 条、第 13 条、第 38 条及び第 40 条につき所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第 84 期事業年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、詳細につきましては、本日開示の「決算期(事業年度末日)の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第 30 条(社外取締役の責任限定契約)及び第 39 条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 11 条 (条文省略)	第 1 条～第 11 条 (現行どおり)
第 12 条 (招集の時期) 定時株主総会は毎年 <u>6 月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。	第 12 条 (招集の時期) 定時株主総会は毎年 <u>3 月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。
第 13 条 (基準日) 当会社は毎年 <u>3 月</u> 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	第 13 条 (基準日) 当会社は毎年 <u>12 月</u> 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
第 14 条～第 29 条 (条文省略)	第 14 条～第 29 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 30 条 (社外取締役の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第 30 条～第 37 条 (条文省略)	第 31 条～第 38 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>第 39 条 (社外監査役の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第 38 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。	第 40 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。
第 39 条 (条文省略)	第 41 条 (現行どおり)
第 40 条 (事業年度) 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3. (条文省略)	第 42 条 (事業年度) 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 3. (現行どおり)
第 41 条 (条文省略) (新 設)	第 43 条 (現行どおり)
	<u>(附則)</u> <u>第 1 条 (第 84 期事業年度の期間)</u> 第 40 条の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日から始まる第 84 期事業年度は同年 12 月 31 日までの 9 ヶ月とする。 <u>第 2 条 (第 84 期事業年度の中間配当の基準日)</u> 第 42 条第 2 項の規定にかかわらず、第 84 期事業年度の中間配当の基準日は平成 26 年 9 月 30 日とする。 <u>第 3 条 (附則の有効期限)</u> 前二条及び本条は、第 84 期事業年度終了後これを削除する。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上